

No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10
(5)	(2)	(1)	(3)	(2)	(5)	(1)	(1)	(2)	(4)

1 信教の自由

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (憲法 20 条 1 項後段)。
- (3) 正しい。 憲法 20 条 3 項の宗教的活動の意義につき、津地鎮祭訴訟 (最大判昭 52・7・13) においてこのように解釈している。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 枝文のような宗教的人格権の主張がなされた事例はあるが、これを法的利益として認め、損害賠償請求を認容した事例は存在しない (自衛官合祀拒否訴訟最判昭 63・6・1 など)。

2 内閣総理大臣

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (憲法 66 条 2 項)。
- (2) 誤り。 内閣総理大臣は、「国会議員」の中から国会の決議で指名する (憲法 67 条 1 項) のであって、衆議院議員に限られない。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (憲法 68 条 2 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (憲法 72 条)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (憲法 70 条)。

3 地方自治法

正解 (1)

- (1) 誤り。 地方公共団体の分類については枝文の通り (地方自治法 1 条の 3 第 1 項) だが、都道府県と市町村のみが普通地方公共団体に当たり (同法同条 2 項)、東京 23 区のような特別区は同法同条 3 項の特別地方公共団体に当たる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (地方自治法 89 条、94 条)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (地方自治法 178 条 1 項、3 項)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (地方自治法 242 条 1 項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり (地方自治法 242 条 2 項)。

4 警職法 5 条の犯罪の予防および制止

正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。単なる主観的な判断ではなく、客観的な判断により認められなければならない。

- (2) 正しい。 枝文のとおり。責任要件が欠けるときであっても、公共安全と秩序を維持し、国民の生命・身体・財産を保護するためには、当該行為を未然に阻止する必要性があり、警告の対象となる。
- (3) 誤り。 同条の警告は任意活動としての指導の一種であって、相手に対して法的義務を課すものではない。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（警職法5条後段）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。もっとも、事態に応じて必要な限度で、社会通念上相当と認められる手段によるものでなくてはならない。

5 未遂犯

正解（2）

- (1) 誤り。 未遂犯には、既遂犯の刑を任意的に減軽する（刑法43条本文）。ただし、未遂犯のうちの中止犯については、既遂犯の刑を必要的に減軽し、又は免除する（刑法43条ただし書）。
- (2) 正しい。 枝文のような、結果が発生することが絶対的に不能と考えられる手段が用いられた事例は不能犯とされ、未遂犯の成立は否定される（大判大6・9・10）。
- (3) 誤り。 枝文のような事例では、たまたま財物がなかったとしても、一般にタンスに財物がしまっている可能性がある以上、タンスを物色する行為に窃盗罪の結果発生危険がないとはいえないので、窃盗罪の未遂犯が成立する（大判昭9・10・19）。
- (4) 誤り。 中止犯の成立には、「自己の意思」（任意性）によって犯罪を中止したことが必要である。自己の意思によって中止したとは、行為者が、一般人にとって通常犯罪の完成を妨げる内容のものを認識していないにもかかわらず、犯行を中止したことをいう。恐怖や驚愕によって犯罪を中止した場合には、任意性が認められず、中止犯は成立しない（最決昭32・9・10）。
- (5) 誤り。 判例は、予備罪について中止犯の規定の準用を否定している（最大判昭29・1・20）。

6 横領罪の問題

正解（5）

- (1) 正しい。 本罪の主体は、他人の物を占有する者であるが、自己の物であっても公務所から保管を命ぜられた場合も、含まれる（刑法252条1項、2項）。
- (2) 正しい。 判例によれば、横領罪の成立に必要な不法領得の意思とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思をいうとされている（最判昭24・3・8）。これは、窃盗罪の不法領得の意思として判例の示すところとは、かなり趣を異にする。奪取罪である窃盗罪との性格の違いを考慮したものと解されている。
- (3) 正しい。 不法領得の意思を実現する行為に着手した以上は、処分行為が完了し

なくても既遂となる。例えば、売却代金を遊興費に当てようとして高飛びすれば、直ちに横領の既遂犯となり、現実にその金銭を費消したかどうかを問わない。したがって、横領罪は実行に着手すれば直ちに既遂犯となり、未遂の観念は認められない。本罪の未遂処罰規定がないのもそのためである。

- (4) 正しい。 本罪の客体は、自己の占有する他人の物又は公務所から保管を命ぜられた物である。「物」とは財物をいい、動産・不動産を含む。
- (5) 誤り。 横領罪が成立するためには、客体たる物が「自己の占有」に属することを要する。「占有」とは、物に対して事実上又は法律上支配力を有する状態をいう。窃盗罪における占有は、物に対する事実上の支配であるのに対し、横領罪においては、物を法律上支配している場合も「占有」に含まれる。占有の内容が窃盗の場合と異なるのは、窃盗罪では他人の占有侵害が特徴となる領得罪であるため物に対する支配の排他性が重要となるのに対し、横領罪では、法律上自己が容易に他人の物を処分し得る状態にあり、その濫用のおそれのある支配力が重要となるからである。

7 逃走罪

正解 (1)

- (1) 誤り。 単純逃走罪（刑法 97 条）の主体は、裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者であり、逮捕状により逮捕された者は含まれない。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（広島高判昭 25・10・27）。単純逃走罪の既遂時期は、看守者の実力的支配を脱したときであり、刑事施設等の外へ脱出することで既遂となる。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。手錠を外しただけでは、これに物理的損壊を加えているわけではなく、逃走を果たしても加重逃走罪（刑法 98 条）は成立せず、単純逃走罪（刑法 97 条）が成立するにとどまる。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。逃走援助罪（刑法 100 条）が成立するには、現実に逃走させたことは必要ではなく、逃走の危険を有する行為が行われたことで足りる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（刑法 102 条）。

8 被疑者の身体拘束

正解 (1)

- (1) 誤り。 司法警察員が逮捕した場合（刑訴法 203 条 1 項）とは異なり、司法巡査が逮捕した場合には犯罪事実の要旨と弁護人を選任できる旨の告知は刑事訴訟法上要求されていない（刑訴法 202 条 1 項）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 203 条 1 項）。48 時間の起算点は、逮捕の着手時でも引致のときでもなく、逮捕により身柄拘束が開始された時であることに注意。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 199 条 1 項ただし書）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 199 条 2 項ただし書）。なお、現行犯逮捕、緊急逮捕においても逮捕の必要性が要求されると解されている。

(5) 正しい。 枝文のとおり（刑訴法 220 条 1 項 2 号）。

9 自 白

正解（2）

- (1) 正しい。 自白となるためには、供述の相手方が誰であるかを問わない。警察官、検察官、裁判官に対する供述はもちろん、弁護人、家族、一般人に対する供述であっても自白に当たる。
- (2) 誤り。 任意性のない又は任意性に疑いのある自白は、証拠能力が絶対的に否定され（憲法 38 条 2 項、刑訴法 319 条 1 項）、たとえ被告人が同意したとしても、これを証拠とすることはできない。
- (3) 正しい。 被告人を有罪とするためには、自白のほかには他の証拠（補強証拠）を必要とし、たとえ自白に任意性・信用性が認められたとしても、自白のみで有罪とすることはできない。また、補強証拠について定めた刑訴法 319 条 2 項では、「公判廷における自白であると否とを問わず」と規定している。
- (4) 正しい。 共犯者は、被告人との関係では第三者であって本人ではなく、共犯者の供述については被告人に反対尋問の機会があること等から、共犯者の自白を本人の自白の補強証拠とすることができる（最判昭 33・5・28）。
- (5) 正しい。 犯罪の客観的要件に補強証拠があれば、架空の犯罪による処罰を防止することができるから、主観的要件についての補強証拠は不要である（最判昭 25・11・29）。

10 裁判員裁判制度

正解（4）

- (1) 誤り。 裁判員に選任される資格は、衆議院議員の選挙権を有する者である（裁判員法 13 条）が、それは満 20 歳以上であることであり（公職選挙法 9 条）、衆議院議員の被選挙権の資格である満 25 歳以上であること（公職選挙法 10 条 1 項 1 号）ではない。
- (2) 誤り。 裁判員裁判における合議体の構成については、枝文のとおり（裁判員法 2 条 2 項）。しかし、裁判員だけによる意見では、被告人に有罪の判断をすることはできず、裁判官の 1 人以上が多数意見に賛成していることが必要となる（裁判員法 67 条 1 項、66 条 1 項、2 条 1 項）。
- (3) 誤り。 裁判員は、事実認定、法令の適用、刑の量定を行う（裁判員法 6 条 1 項）が、法令の解釈は裁判員ではなく裁判官が行う（裁判員法 6 条 2 項 1 号）。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（裁判員法 4 条 1 項）。
- (5) 誤り。 裁判員裁判は、地方裁判所で審理される事件のみが対象となり（裁判員法 2 条 1 項）、高等裁判所が管轄する控訴審はその対象とはならない。